

『リュシ阿斯弁論集』(初版第一刷) 修正表

細井敦子・桜井万里子・安部素子

(行頭の並列の数字は頁および行を示す. 節番号は記さない)

1. エラトステネス殺害に関する弁明

9. 註 (2)・・・相互扶助関係の仲間について用いられると考えられる (四一節では複数)。
→ ……相互扶助関係にある仲間・小集団の存在を想定する。
9. 註 (2) なお・・・第八弁論参照
→ なお・・・第八弁論概要および p. 107, 109 註 (3) 参照
- 10.2 誰ひとり残っていない → 役に立つものは何も残っていない
11. 註 (3) 写本は「何も」。
→ 写本によって「何も」と読む。底本は修正読み「誰ひとり」をとる。
- 15.3 無きに等しいと考えるべきで、 → 無きに等しいと考えてよく、
- 18.9 陪審の市民諸君 → 市民諸君
- 18.10 諸君が私と同じ → 諸君も私と同じ
- 18.13 罪責免除を約する → 罪責免除を与える

2. コリントス戦争の援軍として斃れた戦士への葬礼弁論

- 27.1 ギリシアのなかで → ギリシアのために
- 28.2 死すべき者の誉れが → 誉れある死が
- 28.4 ……入ったことを知るや、それを恥じて時を移さず同盟軍を助け
→ ……入ったことを恥じ、同盟軍が知らせを聞いて加勢に来るのを待つことなく、
- 28.5 ……自分たちにその救いを・・・考えもしなかったのである。
→ ……自分たちにこそ、その救いを・・・と考えたのである。
- 30.5 利得と必然 → 利得と恐怖
31. 註(5) のあいだの山道 → の間の峠で、ギリシア北部と中央部を結ぶ要衝の地
31. 註(5) 第七巻 175-176)。 → 第七巻 175-176、201)。
- 33.2 判断においても申し分なく → 判断においても実行力においても申し分なく
- 38.4 ……になったのである⁽⁴⁾。 → …… になったのである。[註番号を削除]
39. 註 (3) ……を指すとされる。・・・と読める。 → を指す。[「とされる。」以下を削除]
39. [註 (4) 全体を削除]
- 39 註 (5) [「アイゴス・ポタモイの敗北時に、の意。」]に続けて、「アリストテレスは『弁論術』においてほぼ文字通りにこの箇所を引いて、「かれらの武勇とともにヘラ

スの自由が埋葬された」という表現を、対置による生き生きした比喩の例としてあげている。ただしリュシアスの名は出されていない。また、追悼の対象は、アイゴス・ポタモイの海戦ではなくて「サラミスの海戦に倒れた人々」となっている (Arist. *Rhet.* 3.10, 1411a30)。] を付加。]

40. 2 ここに眠る友軍⁽²⁾ → ここに眠る外国人たち⁽²⁾
41. 註(2) 傭兵として戦った外国人、・・・ → 内戦時に民主派の側で戦った外国人、・・・
42. 3 羨まれた身が今や哀れみを → 羨まれた身が、今やそれゆえに哀れみを
43. 12 すべての人に公平におのれを提供するのだ。 → すべての人のもとに公平におのれを現わすのだ。

3. シモンに答える弁明

45. 概要 5 序言 → 提題を含む序言
45. 概要 7 弁論全体に → 弁論全体に
46. 17 暴力的な領分侵害
 → 暴力的領分侵害 [以下 48. 5; 52. 4, 16; 55.7; 57. 1 も同様]
47. 註(10) この訳語を → 「暴力的領分侵害(行為)」の訳語を
49. 5 友人たちを何人か → 仲間を何人か

4. 計画的傷害事件について —— 被告・原告不詳

63. 註(3) ... だったように読める。 → ... だったのかもしれない。
64. 17 それを望まなかったのは → 女に反駁させることを望まなかったのは

5. カリアスの聖財横領事件に関する弁明

71. 註(2) 科せられたが、... 考えられている。 → 科せられた。[[「が、」以下を削除]

6. アンドキデスの瀆神行為告発

- 72.1 神殿のノッカーにつなぎ → 神域内の馬留⁽¹⁾につなぎ [あらたに註(1)を付加]
73. 註(1) 手綱を通す穴をあけた円柱を指すと推定される。現在発掘中のコロツサイ(トルコ)の神域に一例あり。神殿の扉に取り付けられたノッカー/ドアノブを指すという解釈もある。
76. 4 他人のほうがかれを罰するのが正当かつ敬神の行為といえるほどである。
 → 他人がかれを罰するほうが、正当かつ敬神の行為だといえるほどである。
76.14 罰する権利を → かれを罰する権利を
78.10 海を渡ったりしたのである。 → 海を渡ろうとしたのである。
79. 5 同じ期待によって → その同じ思惑から

82. 11 悪事を為した者でなくて事を起こさずに市民生活を送っている者と考えており、
→ 悪事を為していながら訴訟沙汰を免れて市民生活を送っている者とは考えて
おらず、

86. 2 かろうじて生命を → 生命を

7. アレイオス・パゴス法廷弁論 —— 聖オリーブ樹の木株についての弁明

92.12 われらゆえに → われらにより

8. 講仲間内部の中傷に対する非難 → 講仲間に向けて内部中傷を非難する弁論

106. 概要6 わが国の「講」にも → わが国の「講」や「結」にも

106. 3 その場にいる人々 → 目の前にいる人々

107. 1 もし仲間たちの目に無用な仲間だと見えても
→ もし役立つべき仲間たちの目に役立たずの仲間だと見えても

107. 註(1) タイトルを → タイトルの συνουσιαστής (主格は συνουσιασταί) を

107. 註(3) 人的ネットワークを指す語の一つ。→ 人的ネットワークを指す。

108. 13 エレウシスの祭りの見物に同席した→ エレウシスへ、祭の見物に同行した

109. 註(3) …… 社交のための連帯 → …… 社交のための連帯という性格

109. 註(3) (…… 第八卷九参照) → (…… 第八卷九及び Gernet-Bizos I, p.121 参照)

110. 4 それから、…… 為したことを → さらに、…… 為したと同じことを

114. 註 (1) 補助弁論者 → 補助弁論者 (用語解説「エピロゴス」参照)

9. 兵役被登録者のために

117.註(10) 石膏を塗った書き板 → 白塗りの書き板

117 註(10) [註末尾に「p.237 (註8) 参照。」を付加]

10. テオムネストス告訴 —— その一

130.9, 14, 17 [各行末の読点を削除]

132.1 [行末の読点を削除]

134.12 多数の諸君に → 諸君多数派に

11. テオムネストス告訴 —— その二

141.3 さあ、かの人にも → さあ、かの人 (私の父) にも

12. 「三十人」のメンバーであったエラトステネス告発

―― リュシアス自身の演説

142. 概要 12 (前 403 年秋) → (前 403 年初夏)
- 153.7 それを通報する者となる → その密告者となる
- 156.12 多数の諸君
→ 諸君多数派 [以下 157 註 3; 158.3; 160.2; 166.7, 9; 173.10 も同様]
- 160.1 通報する → 密告する
- 161 註(2) ステイリア区出身、アテナイ民主派の → ステイリア区出身で民主派の
- 165 註(2) (同書第三卷五) → (同書第三卷五-二二)
- 165 註(5) 前四九〇年 → 前四八〇年
- 167 註(1) 『ギリシア史』 第二卷三 → 『ギリシア史』 第二卷三-五六

13. アゴラトス告発

- 185 註(3) 弾刻 → 弾劾
204. 17 「この野郎、さっさと消え失せろ」と命じました。
→ さっさとカラスどものところへ行け! ⁽³⁾ と命じました。
[あらたに 註(3) 「呪詛罵倒の慣用表現」を付加]
- 205.5 誰も、かれに話しかけませんでした、人殺しなのだから。→ 誰もかれに、人殺しだというので話しかけませんでした。
- 207.2 おまえ以外の誰か他の者に責任があるだろうか。→ 全くのところ、おまえ以外にその責めを負うべき者があるだろうか。
- 207.3 「現行犯で」はないのか。→ 「現行犯」ではないのか。
- 208.1 かれには一回きりの死では・・・者なのです。
→ 一回きりの死では足りないと思います、国から市民権を賦与されたと述べながら、自分の親だと呼ぶその国がより大きく、強くなるにあたっての抛り所たる人々を裏切り、売渡し、害を加えたような者には。

14. アルキビアデスの戦列離脱告発

- 210 概要 6 序言 → 序言と提題
- 212.15 [節番号「七」を、同じ行の「陪審の市民諸君、」の前へ移す]
- 217.8 (求めても達せられなかったのに)
→ (求めても達せられなかったであろうが)

15. アルキビアデスの兵役忌避告発

229. 2 女子相続人の裁判で → 家付き娘をめぐる裁判で
- 230.13 資格審査を経ていない重装歩兵たちの中から

- 重装歩兵の中から資格審査無しで
- 232.11 アルケストラティデスを
→ アルケストラティデス⁽²⁾を [あらたに註(2)を付加]
233. 註(2) 第14弁論の第一告発者、p.211 註(4) 参照。本弁論でも同様の立場にあると読める。本弁論の話者と同じ小集団(講仲間など)に属していたのであろう(本書 p.114 註(1) 参照)。

16. 評議会において資格審査を受けるマンティテオスの弁明

- 235.7 かれらを卑劣な者たちと → かれら告発者たちを卑劣な者と
- 236.6 他国に住んで、何の過ちも犯していない者たちと → 他国に住んでいた者たちとも、何の過ちも犯していない者たちとも
- 242.1 いつなごきか → いつか
- 242.16 「同時に」の前に節番号 二一 を入れる]

17. 不当に没収された財産について

- 246.11 三人、いや四人の債権者の手で → 三人、いや四人もの人の手で
- 247.1 …に対する請求を起こしていた間、私は、全債務に関して → …に対する権利を要求していた間、私は彼らの負っている全債務に関して
- 249.2 …裁定委員の好意を → …裁定委員の同意を

18. ニキアスの兄弟の財産没収について —— エピロゴス

250. 概要6「裁定委員」 → 「裁定委員」(本書十六ー七、p.237, 註12 参照)
- 251.1 多数の諸君 → 諸君多数派 [以下 252.1, 7; 253.3; 256.9 も同様]
- 252.9 諸君民衆に → 諸君多数派に [以下 252.11 も同様]
255. 註(5) [[「その場合は・・・とみることになる。」を削除。]
255. 註(6) [[「(底本の読みでは・・・を指す)」を削除。]
258. 4 妨げる → 防ぐ

19. アリストパネスの財産について —— 国庫に対する反論

260. 概要1 妹(あるいは姉) → 姉(あるいは妹)
- 264.1 姉妹 → 姉(妹) [以下 264.1, 17; 272.11, 15; 273.2 も同様]
- 268.1 客分 → 客人
- 272.1 ラムノス → ラムヌース
- 272.10 他のケースの場合は → 他の場合には
- 274.8 …一度もなかったの → …一度もなかったのは

20. ポリュストラトスのために —— 民主政体破壊に関する弁明

287. 註(2) [「本弁論以外では未詳。」に続けて「ただし 289 頁註(1) 参照。」を追加。]

289.6 そういうことはいっさい言わなかった人が

→ いっさい発言しなかった人とが、

293.2 だが → そもそも

294.1 諸君の政体 → 諸君の施政

294.16 それが許されずに → そうなれずに

294.17 とをするように、との意図 → とをしよう、との意図

295. 註(2) 犯人でも → 悪人でも

299.11 市民権剥奪に → 市民権剥奪処分に

21. 収賄罪に問われた某市民の弁明

301. 概要 2 収賄事件の叙述が → 収賄事件(16 節および 21 節参照)の叙述が

310.3-4 このように・・・必要はあるまい。

→ 弁明の必要のない生き方をしてきたし、諸君もそう承知していると思う。

22. 穀物商人告発

313. 概要 7 パシス → パシス (φάσις) [原語を付加]

317.6 法に定めるところの → 法に定めるところと

319.5 この商取引のみについては → この商取引についてののみは

319.5 かくして → そして

319. 註(5) 実際 → 実践

320.1 という理由で、 → という理由で。

23. パンクレオン告発 —— プラタイア人ではなかったこと

324.17 ピッパルモドロス → ヒッパルモドロス

329. 註(4) 法廷で判決の投票が… → 法廷で裁決の投票が…

24. 身体障害者給付金差し止めの提訴に答えて

337. 註(1)[全文差し替え] → 父の遺産を継ぐ男子がいなかったり死亡したりした場合、娘が父方の最近親の男性と結婚し、遺産は、その結婚によって誕生した男子が成人した時にその男子にわたる仕組みであった。そのような女性のことを「家付き娘(エピクレロス)」という。「女子相続人」と訳されることもあるが、女子には相続の権利はなく、家の財を守り、その存続をはかるための、いわば道

具にすぎなかった。そうした女性の夫は、息子の後見人として、その財産を自由に管理運用することができ、それによって自分自身の財を増やすこともできたため、家付き娘との結婚を望む近親者がその権利をめぐる訴訟を起こすこともあった。そのような社会現象を映す比喻には、相手に対する皮肉なからかいの調子がみられる。

25. 民主政破壊に関する弁明

- 344.7 その生まれによって → その生まれつきによって
344.14 …… とともに帰還したが、 → …… とともに帰還し、
345. 註 (3) 同様の考えが、……にも述べられている。
→ 同様の問題が、……にも論じられている。
348.3 [節番号 一六 を次行 (しかもこれは……) の前に移す。]
355.7 罰していることが → 罰しようとするものが

26. エウアンドロスの資格審査について

356. 概要 2 その結果に → その認定に
361. 註 (1) 就任者 → 役職就任者
361. 註 (6) [末尾に、(本弁論二〇節参照) を付加]
362. 3, 5, 6 この職務 → この役職
362. 9-10 女子相続人 → 家付き娘
363. 註 (3) 女子相続人 → 家付き娘 (337. 註 (1) 参照)
366. 7 この男について → この男[トラシュブロス]について
366. 9 ……の政体を金を取って → ……の政体を金銭を受け取って

27. エピクラテスとその同行使節団告発 —— テオドロスによればエピロゴス

- 368.4 諸君に陪審手当を支給することはできなくなるだろう
→ 諸君は陪審手当を支給されなくなるだろう
369.2 金銭を受け取るのはたやすい → たやすく金銭を受け取れる
369. [註 (5) 全体を削除]

28. エルゴクレス告発 —— エピロゴス

375. 概要 5 貢納金 → 関税
377. 4 「…することができるだろうから」。
→ 「…することができるだろうから。」 [読点の位置修正]
380. 15 他のギリシア人たちに → 他のギリシア人たちに、 [句点挿入]

381. 3-4 かれらの敵意をわが身に贈与する恰好に
→ かれらの敵意をわれとわが身に残すことに

29. ピロクラテス告発 —— エピロゴス

382. 概要 3 金 → 金銭 [本文および註の「金」も同様]
382. 概要 5 おそらく → [削除]
384. 15 扱い → 脅威
385. 5 …さらに厄介な敵として野放しにしているとしたら。
→ 一層厄介な敵のままにしておくとしたら。
386. 2 ペイライエウス派・・・市内派
→ ペイライエウスにいる人々・・・市内にいる人々
386. [註 (1) 全体を削除]

30. ニコマコス弾劾

- 388.1 さてさて→もうすでに
388.2 明示することで、 → 明示することによって
388.12 即決で刑を科しても → 即決で刑を科するときも
388.13 陪審廷へ引き出しても → 陪審廷へ引き出すときも
390.2 同じ役職に → 今また同じ役職に
390.9 国事を自分のすべき事と→国事を自分自身のことと
394.11 一覧表 → 回転柱 [394.14, 17; 395.7 も同様]
395. 註(1) 原語は συγγραφείς → 原語は συγγραφάς
395. 註(2) 「[木製あるいは青銅製。]を削除」
法律を一覧表や回転板 (ἄξων) に → 法律を回転柱に
398.10 何より恐ろしいこと。 → 何より恐ろしいこと、
400.4 買取しようとして → 買取するつもりで

31. ピロンの資格審査への反対弁論

- 403.1 市民であることと同様に、市民性について
→ 市民であることに加えて、市民であることについて
403. 註(3) その後変更が加えられたらしい。
→ その後も数度にわたり変更が加えられたらしい。
404.12 事を成就した → 事を成就しようとしていた
404.17. 最も避けることのできた人々 → 最も避けることのできる人々には
405.3. 労を払うこと → 苦難を引き受けること

405. 註(4) ボイオティアの北東部 → ボイオティアの南東部
- 408.5 持ち物 → 持っていた物
- 410.5. もし何人か城塞や軍船や軍団を裏切ったならば、そのなかには市民の一部がいるだけであったとしても、極刑で処罰されるのに、
→ もし誰か城塞や軍船や軍団を裏切るものがあるならば、そのなかにいるのが市民の一部であったとしても極刑で処罰されるのに、
- 412.11. 彼自身はその資格を諸君の側に立って評議会のために戦うべきではないと考えたまさにその時自分から剥奪したからなのです。
→ 彼自身はその資格を、諸君の側に立って評議会のために力を尽くす気にならなかったまさにその時、自分から剥奪したからなのです。
413. 註(1) (解説(三)参照) → (解説(三)470頁及び用語解説「エピロゴス」参照)

32. デイオゲイトン告発

414. 概要 4 叔父 → 伯父 [416.15, 420.6 も同様]
414. 概要 10 資金投資 → 投資
415. 梗概 5 返す金 → 返す分
415. 梗概 7 姉妹 → 姉 [416.1, 418.16, 422.16, 423.1, 426.8 も同様]
- 415.13 金 → 金銭 [416.4, 420.2, 422.14, 425.5, 426.6,7 も同様]
- 416.11 互いに分割した → 二人で分けた
419. 註(3) 南西約六キロ → 南西約七キロ
419. 註(5) 両親共に市民であること → 両親共に市民身分であること
吟味を受け → 審査を受け
- 420.1-2 それから他の親戚の者たちと → 他にも親族や友人たちと
- 421.2 もっていながら。 → もっていながら、[読点を句点に修正]
- 422.1 娘の口から → その女性の口から
423. 註(5) ここで言われているのは大ディオニュシア祭であろう。
→ ここで言われているのがどちらの祭を指すかは未詳。
- 424.9 小作に出し → 賃貸にして
425. 註(1) 公的競売にかけ → 競売にかけ
- 426.12 できないでしょうから……。 → できないでしょうから……

33. オリュンピア大祭弁論

427. 概要 7 自身とされ、かなり晩年の作と考えられる。 → 自身とされる。
429. 3 有為の → 有能な
- 429.4. 務めであると思い、 → 務めであると思う、

430.2. つけても [その思いをつよくするのである]。 → つけても。

431 註 (1) (前 405-359 年) → (在位 前 405-359 年)

432. 1 存在するのである。 → 存在するのである。……………

34. アテナイの父祖の国制を破壊すべきでないこと

437. 註 (1) 確かな具体例は、 → という記述は、

438.7. この危険を → 危険を

438.11. 追放されていた間は → 亡命していた間は

438.12. 戦いを避けて逃れようというのは。

→ 戦わないために亡命しようというのは⁽²⁾。 [あらたに註(2) を付加]

439 [現行註 (1) のあとに：註 (2) 「アリストテレス『弁論術』 2.23.18 (1399b) は、この箇所を「説得推論 (ἐνθύμημα)」の 1 例としてあげている。」を付加]

解説

442. 8 に続いて → に先立って

482. 7 一九九六年 → 一九九四年

482. 14 Avezú → Avezzù

巻末 p.5 用語解説

→ 用語解説 (民主政の基本的仕組みについては「解説」 469～470 頁参照)

[以上]

— 2019 年 8 月 18 日 細井・桜井・安部 —